

公 告

(佐伯河川国道事務所管内における災害時等応急対策工事（業務）
に関する基本協定の締結）（機械設備（水門・樋門樋管））

次のとおり公告します。

平成24年2月14日

九州地方整備局

佐伯河川国道事務所長 久野 隆博

1 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、佐伯河川国道事務所直轄管理区間において、大規模な災害が発生、若しくは災害の発生が予想される場合、機械設備等の突発的な故障・不具合に関して緊急的に応急対策工事を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、迅速で適切な災害対応等が行えるよう協力体制を構築することを目的としている。

(2) 基本協定区間及び対象設備等

佐伯河川国道事務所直轄区間

河 川 名	対象設備等
番匠川水系	水門・樋門樋管

(3) 基本協定の内容

佐伯河川国道事務所直轄管理区間において災害が発生、若しくは災害の発生が予想される場合、災害の応急対策（機械設備の災害復旧を主とする）に関しこれに必要な組織及び機械設備関連、並びに資材、労力等（以下「建設資機材等」という）の確保及びその動員の方法を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に期することを目的として試行するものである。

(4) 基本協定期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(5) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、地域の精通度、施工実績、資材・機材の確保を提出された技術資料等から総合的に評価して協定締結業者4社程度を決定する評価方式である。

(6) 災害時等応急対策工事の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事（業務）を実施する場合は、速やかに工事（業務）請負契約を締結する。工事（業務）の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

ただし、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事（業務）を行わないことを付記する。

(7) 協定締結日は平成24年4月2日とする。

なお、基本協定期間の始期は平成24年4月1日とする。

2 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局管内に、本店又は支店等が所在すること。

- (3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度の機械設備工事かつ平成22・23・24年度国土交通省における物品製造等に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」のA又はB又はC又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。なお、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度の機械設備工事については参加資格の申請を行っていること、参加資格の認定を平成24年4月1日時点において受けていること。また、認定されていない場合は、当該業務の入札は競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札を無効とする。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 協定締結対象業者は、経常共同企業体を除く。
- (6) 平成19年4月以降に国、公団等又は県市町村発注の機械設備工事（小形水門設備同等以上で、電動開閉機あるいは油圧開閉機を備える）に関する工事あるいは点検や修繕の施工実績があること。
- (7) 九州地方整備局（港湾空港関係は除く。）の発注した機械設備工事のうち平成19年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 緊急業務に対応した体制の確保として、3名以上の機械設備に関する実務経験者を確保できること（実務経験については、技術資料等説明書参照。）。また、当事務所が公告する他の災害協定に応募する場合は、技術者の重複は認める。
- (9) 協力依頼対象地域内において必要な資材・機材の確保が確認できる資材及び機材の保有量一覧表又は調達計画表の提出ができること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 技術資料の総合的な評価に関する事項等

技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒876-0813 大分県佐伯市長島町4-14-14

国土交通省九州地方整備局 佐伯河川国道事務所

電話 0972-22-1880

担当：河川管理課長 薬師寺 伸夫（内線331）

機械係長 簗田 康祐（内線492）

(2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：平成24年2月14日（火）から平成24年2月28日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒876-0813 大分県佐伯市長島町4-14-14
国土交通省九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 河川管理課
- ③ 交付方法：手渡しによる交付

(3) 協定締結参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：平成24年2月14日（火）から平成24年2月28日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記（1）に同じ。
- ③ 提出方法：持参、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等の

機械設備基本協定
ものに限る。提出期間内必着。CD を添付すること。）により提出する。

5 その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 本協定締結後は、当事務所が発注する機械設備工事において、総合評価入札制度における評価項目とする場合がある。
- (3) 当事務所において公示を行っている他の平成24年度における「災害等応急復旧対策工事に関する基本協定の締結」において重複して選定された際は、履行の実行性を確認する場合がある。
- (4) 「請負契約を取り交わす時点において施工業者が法定外労働災害補償制度へ加入していること。」を基本協定に明記するものとする。